

議案第68号

おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例について

おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成28年6月2日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

町民、事業者、町及び議会の責務に関する条項等、条文表記の整理に必要な改正を行うため提案するものである。

おいらせ町防災基本条例の一部を改正する条例

おいらせ町防災基本条例（平成28年おいらせ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「、災害に対する次に掲げる事項について」を削り、「手段を講ずるよう」を「ため、次に掲げる事項を実施するよう」に改め、同条第1号中「確保を図ること。」を「確保」に改め、同条第2号中「および」を「及び」に改め、「のための措置を講ずること。」を削り、同条第3号中「のための措置を講ずること。」を削り、同条第4号中「準備を行うこと。」を「準備」に改め、同条第5号中「確保を図ること。」を「確保」に改め、同条第6号中「を確認すること。」を「の確認」に改め、同条第7号中「へ積極的に参加し、」を「への積極的な参加による、」に改め、「と災害に関する教訓及び先人からの伝承の後世への継承を図ること。」を削る。

同条第9号を削り、同条第8号中「および」を「及び」に、「を確認すること。」を「の確認」に改め、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 災害に関する教訓の伝承及び継承

第5条に次の1項を加える。

2 町民は、発災後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めなければならない。

第6条中「対する」を「備えるため」に、「その他必要な事項について、災害に備える手段を講ずるよう」を「を実施するよう」に改め、同条第1号中「準備をすること。」を「準備」に改め、同条第2号中「を確保すること。」を「の確保」に改め、同条第3号中「による」を「が行う」に、「と連携及び協力すること。」を「との連携及び協力」に改め、同条第4号中「講習会等へ積極的、かつ、継続的に参加すること。」を「講習会等への積極的かつ継続的な参加」に改める。

同条第5号を次のように改める。

(5) 防災活動の推進及び危機管理体制の整備

第6条第6号中「耐震性を確認すること」を「耐震性の確認」に、「耐震補強をすること。」を「耐震補強」に改め、同条第7号中「転倒を防止するための措置を講じること。」を「転倒の防止」に改め、同条第8号中「を備蓄すること。」を「の備蓄」に改め、同条第9号を次のように改める。

(9) 前各号に掲げるもののほか、災害に備えるために必要な事項
第6条に次の1項を加える。

2 事業者は、発災後の災害復旧の推進及び支援活動に協力し、復興に努めなければならない。

第7条中「防災体制」を「危機管理体制」に改め、同条第1号中「町は、」及び「を行い、必要な施策の策定や体制の整備をするとともに、これらを常に明らかにする責務を有する。」を削り、同条第2号を削り、同条第3号中「町は、」を削り、「に努め、必要なときは」を「及び」に、「協定を締結するよう努めなければならない。」を「協定の締結」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「町は、」を削り、「防災活動に対し、積極的に支援や協力をしなければならない。」を「防災活動への積極的な支援及び協力」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号中「町は、」を削り、「自主防災組織を育成するため、積極的に支援や協力をを行い、その充実が図られるようにしなければならない。」を「自主防災組織の育成及び積極的な支援」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、必要な施策

第7条に次の1項を加える。

2 前項各号に掲げる施策の策定及び危機管理体制を整備するにあたり、町は、町民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

第9条中「研究を行い」を「研究を行うとともに」に、「町の災害対

策への助言及び提言を行わなければならない。」を「事項を実施するよう努めなければならない。」に改め、同条第1号中「議会は、」を削り、「を踏まえつつ、地域の実情に合わせた」を「の把握及び」に改め、「に努めなければならない。」を削り、同条第2号中「議会は、」及び「に努めなければならない。」を削り、同条第3号中「議会は、」を「災害復旧及び復興支援に関する」に、「災害復旧の推進と復興支援活動の実施及び調整に努めなければならない。」を「働きかけ」に改める。

第11条第1項中「、かつ、」を「かつ」に改め、「防災リーダー」の次に「(自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。)」を加え、同条第3項中「ボランティアコーディネーター」の次に「(ボランティア相互間の連絡調整を行う者をいう。)」を加える。

第14条第1項中「積極的」の次に「かつ計画的」を加える。

第15条中「、かつ、」を「かつ」に改める。

第16条第1項中「できるように」を「できるよう」に、「支援を行うように」を「支援に」に改める。

第18条第1項中「その他必要な事項について、自ら必要な処置を講じ」を「を実施するよう努め」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) その他必要な事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。